

定期監査(平成17年9月28日～平成18年2月15日実施分)の指摘事項等の件数(普通会計)

指摘事項・指導事項・検討事項の分類	計	指摘	指導	検討
1 収入事務関係				
・収入未済額の解消に努力を要するもの	(6)		(6)	
・管理経費の算定を誤っていたもの				
・調定の時期が適切でないもの	(1)		(1)	
・その他調定等に関する事務処理が適切でないもの	(1)		(1)	
・その他収入に関する事務処理が適切でないもの	2(9)	(1)	2(7)	(1)
小計	2(17)	0(1)	2(15)	0(1)
2 契約事務関係				
・契約書又は請書が作成されていないもの	(3)		(3)	
・契約書等の記載内容に不備があるもの	(1)		(1)	
・随意契約の理由等が適切でないもの	(2)		(2)	
・予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの	(1)		(1)	
・請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの	4(8)		4(8)	
・見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの				
・その他契約に関する事務処理が適切でないもの	1(4)		1(2)	(2)
小計	5(19)	0(0)	5(17)	0(2)
3 支出事務関係				
・職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの	(1)		(1)	
・旅費支給に関する事務処理が適切でないもの	2(2)		2(2)	
・監督職員と検査職員が同一人であるもの	(1)		(1)	
・その他工事にに関する事務処理が適切でないもの				
・予算執行が効率的・計画的でないもの				
・支出科目が適切でないもの	2(2)		1(1)	1(1)
・支出負担行為の時期が適切でないもの				
・事前審査に関する事務処理が適切でないもの	1(4)		1(4)	
・給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの	(1)		(1)	
・その他支出に関する事務処理が適切でないもの	3(6)	(1)	3(5)	
小計	8(17)	0(1)	7(15)	1(1)
4 補助金事務関係				
・補助金交付決定等の事務処理が適切でないもの	(1)		(1)	
・補助金実績報告書の提出が遅いもの				
・その他補助金に関する事務処理が適切でないもの	1(1)		1(1)	
小計	1(2)	0(0)	1(2)	0(0)
5 財産管理事務関係				
・公有財産に関する帳票の整理等が適切でないもの	1(5)		1(5)	
・物品に関する帳票の整理等が適切でないもの	2(4)		2(4)	
・財産の有効利用等の努力を要するもの				
小計	3(9)	0(0)	3(9)	0(0)
合計	19(64)	0(2)	18(58)	1(4)

(注) () 内は平成17年度の総数です。

別表

1 実地監査

監査実施機関及び監査年月日	監査の結果
長野建設事務所 平成17年9月28日	適正に執行されたものと認められました。
姫川砂防事務所 平成17年9月29日	適正に執行されたものと認められました。
白馬高等学校 平成17年9月29日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務及び財産管理事務の一部について指導事項がありました。
長野南高等学校 平成17年12月6日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
軽井沢高等学校 平成17年12月6日	適正に執行されたものと認められました。
赤穂高等学校 平成17年12月7日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
佐久建設事務所 平成18年1月18日	適正に執行されたものと認められました。
白田建設事務所 平成18年1月18日	適正に執行されたものと認められました。
佐久地方事務所 平成18年1月19日	適正に執行されたものと認められました。
佐久福祉事務所 平成18年1月19日	適正に執行されたものと認められました。
飯田建設事務所 平成18年1月24日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
阿南警察署 平成18年1月24日	適正に執行されたものと認められました。
飯田教育事務所 平成18年1月24日	適正に執行されたものと認められました。
下伊那地方事務所 平成18年1月25日	適正に執行されたものと認められました。
下伊那福祉事務所 平成18年1月25日	適正に執行されたものと認められました。
中野建設事務所 平成18年2月1日	適正に執行されたものと認められました。
安曇野建設事務所 平成18年2月1日	適正に執行されたものと認められました。

木曾看護専門学校 平成18年2月8日	適正に執行されたものと認められました。
木曾養護学校 平成18年2月8日	適正に執行されたものと認められました。
中南信運転免許センター 平成18年2月8日	適正に執行されたものと認められました。
伊那警察署 平成18年2月8日	適正に執行されたものと認められました。
諏訪地方事務所 平成18年2月9日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、補助金事務の一部について指導事項がありました。
諏訪福祉事務所 平成18年2月9日	適正に執行されたものと認められました。
佐久保健所 平成18年2月14日	適正に執行されたものと認められました。
東京事務所 平成18年2月14日	適正に執行されたものと認められました。
望月少年自然の家 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
望月警察署 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
北信保健所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。

2 書面監査

監査実施機関及び監査年月日	監査の結果
大町建設事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
佐久農業改良普及センター 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
佐久家畜保健衛生所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
上田染谷丘高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
上田東高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
佐久技術専門校 平成18年2月15日	支出事務の一部について問題があり、雇用・人材育成課に対して検討を指示しました。 このほかについては、おおむね適正に執行されたものと認められました。

佐久警察署 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
丸子警察署 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
丸子実業高等学校 平成18年2月15日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務及び契約事務の一部について指導事項がありました。
篠ノ井高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
飯山建設事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
長野西高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
諏訪建設事務所 平成18年2月15日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
南佐久警察署 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
小海高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
北佐久農業高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
野沢北高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
須坂青年の家 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
病虫害防除所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
小諸養護学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
動物愛護センター 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
小諸高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
小諸商業高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
小諸警察署 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。

佐久教育事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
佐久高速道事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
佐久児童相談所 平成18年2月15日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
岩村田高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
野沢南高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
白田高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
自治研修所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
伊那北高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
伊那弥生ヶ丘高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
山岳総合センター 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
穂高商業高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
駒ヶ根工業高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
松川高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
大町高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
大町北高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
飯山照丘高等学校 平成18年2月15日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務の一部について指導事項がありました。
飯山警察署 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
上田千曲高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。

上田高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
北信農業改良普及センター 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
須坂警察署 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
下高井農林高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
中野実業高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
飯田長姫高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
飯田家畜保健衛生所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
阿南少年自然の家 平成18年2月15日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。
阿南高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
木曽高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
木曽農業改良普及センター 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
富士見高等学校 平成18年2月15日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、収入事務の一部について指導事項がありました。
諏訪二葉高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
茅野高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
茅野警察署 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
西駒郷地域生活支援センター 平成18年2月15日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務の一部について指導事項がありました。
木曾山林高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
木曾警察署 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。

岡谷技術専門学校 平成18年2月15日	支出事務の一部について問題があり、雇用・人財育成課に対して検討を指示しました。 このほかについては、おおむね適正に執行されたものと認められました。
諏訪湖健康学園 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
体育センター 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
小諸青年の家 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
飯山養護学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
中野高等学校 平成18年2月15日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、契約事務の一部について指導事項がありました。
岡谷東高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
岡谷南高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
諏訪農業改良普及センター 平成18年2月15日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
諏訪養護学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
畜産試験場 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
下諏訪向陽高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
花田養護学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
諏訪警察署 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
諏訪実業高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
上伊那地方事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
上伊那福祉事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
伊那家畜保健衛生所 平成18年2月15日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、支出事務の一部について指導事項がありました。

高遠高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
伊那建設事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
伊那教育事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
伊那技術専門校 平成18年2月15日	支出事務の一部について問題があり、雇用・人財育成課に対して検討を指示しました。 このほかについては、おおむね適正に執行されたものと認められました。
南信労政事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
上伊那農業改良普及センター 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
上伊那農業高等学校 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
伊那保健所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
上小地方事務所 平成18年2月15日	おおむね適正に執行されたものと認められましたが、財産管理事務の一部について指導事項がありました。
小県福祉事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
上田保健所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
東信労政事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
上田消費生活センター 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
上小農業改良普及センター 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
上田警察署 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
北安曇地方事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
北安曇福祉事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
看護大学 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。

犀川砂防事務所 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
松川青年の家 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
駒ヶ根警察署 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。
若年者就業サポートセンター 平成18年2月15日	適正に執行されたものと認められました。

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月23日

長野県工科短期大学校長 大竹 勉

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県工科短期大学校清掃業務委託 一式
- (2) 役務の特質
長野県工科短期大学校校舎の清掃作業
- (3) 履行期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所
上田市大字下之郷字浅間原813-8
長野県工科短期大学校校舎
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の規定に基づき建築物における清掃を行う事業につ

いて長野県知事の登録を受けた者であること。

- (5) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市大字下之郷字浅間原813-8
長野県工科短期大学校 事務局
電話 0268 (39) 1111

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年3月28日(火) 午後1時30分
ただし、本契約に係る予算の議決が3月28日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の同時間とします。

イ 場所 長野県工科短期大学校 本館棟2F 204会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月17日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年

4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

雇用・人財育成課